



中で、 ものではありません。 国民健康保険税条例の一部 の改正は妥当と思われます 向性であることから、 間での負担の公平を図る方 ためには、 た の給付の一元化が図れ、 能で安心的なものにしてい 度を将来にわたり、持続可 するためには、医療保険制 険財政が厳しい状況にある 療費の増大により、医療保 から3割負担となります。 割または2割の自己負担と 以上の方は所得に応じ、 を改正する条例 くことが必要不可欠です。 なり、退職被保険者は2割 して良質のサービスを受理 反対 被用者保険と国保との間 急速な高齢化等による医 今回の条例改正は、 今回の条例改正で、 国保の基盤を強化する 今後とも国民が安心 平 日本共産党 平 野 庄司 制度間、 成 숤 慎 進 保険者 議員 議員 増税 今回 70 歳 ま

国保加入者は、中小零細

す。

が目的であることから、今れやすい体系に改めること

を図り、

被保険者に理解さ

被保険者間の一層の公平化

合的なものとするとともに、 見直し、個人住民税等と整 の算定の際の、

所得控除を

活苦におかれている方々が 様の見直しが必要となった 伴い、保険税についても同の見直しが行われることに ります 多いことからも、低所得者 長引く不況の中、リストラ、 ものです。 国民健康保険制度の改正に が重くのしかかることにな ている方々にとっても負担 た、限られた年金で暮らし に負担を負わせること、ま おいて、保険料の算定方法 賛成 国民健康保険税所得割額 今回の条例改正の目的は、 平 平 野 成 会 進 議員

保に入っている人が多く ちですが、加入できずに国







多く、

本来ならば政府管掌

企業で働く労働者の加入も

健康保険に加入すべき人た





正する条例 ◎火災予防条例の一部を改 一部改正及び省令 消防法、 消防法施行令 ・基準の D

①罰金の額の改正 20万以下を30万以下に。

①給与所得特別控除(最高

以後適用)。

のとおりです(平成15年度

とに伴う改正で、

内容は次

正する法律が公布されたこ

健康保険法等の一部を改

し、 国 財産 ①平成14年10月1日施行 のとおりです。 とに伴う改正で、内容は次 正する法律が公布されたこ

制定に伴う規定の整備。

②構造基準の種類項目等の 改正。

◎国民健康保険条例の一部 を改正する条例

控除を適用

2万円)及び公的年金等特 除及び長期譲渡所得の特別 ②青色事業専従者給与等控 別控除(17万円)を廃止。

○一般会計補正予算

健康保険法等の一部を改

②65歳以上肝炎ウイルス 託料の増。 (B型、C型) 検診委託料 人事給与システム変更委 また、議員提出議案とし

れぞれ付託を行いました。 教経済の各常任委員会にそ

17 日

ました(要旨は3頁参照)。 され、原案どおり可決され 決を求める意見書」が提出 める意見書」 て「奨学金制度の拡充を求 る日本人拉致事件の早期解 その他の議案では、 、「北朝鮮によ

他は、全会一致で原案のと 険税条例の一部を改正する 正する条例及び国民健康保 民健康保険条例の一部を改 決(9月9日先議) について、原案のとおり可 装置発信地表示システム) の取得(消防緊急通信指令 条例については賛成多数で、

後、討論・採決を行い、各ついて報告が行われ、その 平成13年度一般会計決算 É 歳入総額は 9 9 2 円 各

4, 340億 によります 493万4,

歳出総額は

6, 325億 277万9, 9 5 0 円

▶9月定例会の議案を慎重審議(左上は神谷議長)

から4日間にわたり慎重な 各常任委員会では、

会計決算を認定しました。 から審査経過並びに結果に 会議において各常任委員長 審査を行い、 9月30日の本

